

食安輸発0216第8号
平成23年2月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

放射線照射に係る輸入時検査の強化について

放射線照射による食品の殺菌については、平成17年6月10日付け食安輸発第0610002号により、照射の有無について確認を行うとともに、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号（最終改正：平成23年2月16日付け食安輸発0216第7号）により、モニタリング検査を実施しているところです。

今般、モニタリング検査において、下記の製造者が製造するタイ産乾燥とうがらしに放射線照射が行われていることを検知したことから、当該製造者が製造したタイ産食品（平成19年7月6日付け食安発第0706002号（最終改正：平成22年3月30日付け食安発0330第3号）通知に示したもの）が輸入届出された場合は、貨物保留の上、輸入者に対し、放射線照射の有無に係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

輸出国：タイ

製造者：THAI NIKKEY FOODS CO., LTD.